

本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。
そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

第13回総合規制改革会議 議事概要

1. 日時：平成13年11月21日（水）17：00～19：00

2. 場所：合同庁舎4号館共用第1特別会議室

3. 出席者：

（委員）宮内義彦議長、飯田亮議長代理、奥谷禮子、神田秀樹、河野栄子、佐々木かをり、鈴木良男、清家篤、高原慶一郎、八田達夫、村山利栄、森稔、八代尚宏、米澤明憲の各委員

（政府）石原規制改革担当大臣、松下副大臣、渡辺大臣政務官

（事務局）〔内閣府〕坂政策統括官、岡本審議官、梅村審議官、竹内審議官、磯部審議官、吉原事務室長、長屋事務室次長、西参事官、松山参事官、枝廣参事官、松葉参事官、二川参事官

4. 議事次第

（1）素案審議

（2）その他

5. 議事

○宮内議長 それでは、時間でございますので、ただいまから第13回「総合規制改革会議」を始めさせていただきます。本日は、夕方の時間にお集まりをいただきまして、ありがとうございました。

本日は、そういう中、石原大臣、渡辺大臣政務官の御出席をいただいております、後ほど松下副大臣もおいでいただくということを予定しております。

委員の皆様方は、皆様おいでになる御予定でございますが、生田委員だけが海外出張ということで御欠席でございます。よろしくお願いいたします。

まず、議事に入る前に、石原大臣から一言ごあいさつをちょうだいしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○石原大臣 総合規制改革会議の先生方におかれましては、連日高度な御審議をいただきまして、誠にありがとうございます。

私も、あと一両日中で特殊法人、総理が御指定いただきました7法人のおおまかな方向性が取りまとめられますので、また集中して、渡辺政務官もいつも御出席いただいております、この会議にも出させていただきますと思っています。

規制改革につきましては、もう既に重点6分野の中間のとりまとめの内容の大部分を、総理の指示もいただきまして前倒しして、竹中大臣がとりまとめいただいた改革先行プログラムに盛り込ませていただいたところでございます。レセプトの電子的手法による提出を限定している省令の廃止、あるいは固定資産税課税台帳の縦覧対象範囲を拡大する法案の時期通常国会など、実はもう既に具体的な成果も上げつつございます。これらは、長らく議論されながら、実は実現に至らなかったものであったり、あるいは従来の考え方を、固定資産税課税台帳のものは絶対見せないと言っていたものを、180度転換して見せるようにするなど、私は大きな成果ではないかと考えております。

また、11月9日の経済財政諮問会議でも、宮内議長、関係省庁の大臣にも御参加をいただきまして、規制改革に関する集中審議を行いまして、規制改革の重要性を各大臣とともに再確認したところでございます。

私といたしましても、規制改革を更に大きく進めるために、全力を尽くしてまいる所存です。特に、IT分野は経済活性化のためにも重要な分野であり、新たな競争の促進が課題になっていると思います。

このような観点からすれば、競争の状況を注視しつつ21世紀にふさわしいNTTの在り方について、IT本部に協力しながら精力的に検討を進めていくということも必要ではないかと考えております。

一方、まだ森委員はおいでではございませんが、都市の再生は待ったなしであり、数十年前に都市計画決定をし、都市の骨格となるべき道路の大半が、東京などでは未完成でありますのは、政治的にも今、大きな問題となっております。このため、都心の環状道路とその周辺の一体的な再開発を、民間の知恵と資金を最大限利用して、民間が主導的に事業を推進できるよう、都市計画法等の規制改革を進める所存でございます。

また、ワンストップサービスのように、既に解決されているべき問題でも、複数の省庁のまたがっているために、なかなか進展が見られないというような問題もあります。その解決のためには、例えば港湾における出入手続のワンストップサービス化については、実は来週にも実務の長であります各省の局長にお集まりいただきまして、速やかにプログラムの開発に着手する等、作業を加速させていただきたいと考えております。

更に、現在雇用情勢が悪化して、史上最高の5.3%という失業率になっておりますけれども、職業紹介のパイプをより太く、通りやすくすることが必要でございます。このため、職業紹介の際に取られる手数料の規制緩和について、そのスピードアップを私自身、今週中にも関係大臣に直接お願いしようと考えております。現在、重点6分野に加え、その以

外の分野についても精力的な検討をいただいておりますが、もう本当に今月もあと10日、12月の意見書に向け、特段の御努力を重ねてお願いを申し上げます。

また、松下副大臣、渡辺政務官も精力的に御出席いただいておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○宮内議長 ありがとうございます。ただいま、石原大臣から大変心強いバックアップをちょうだいするお話をいただきました。12月の意見のとりまとめに向けまして、引き続き精一杯の努力を皆様方お願ひ申し上げます。

私から、御報告申し上げたいと思うのでございますが、ただいま大臣のお話にもございましたように、9日の経済財政諮問会議の集中審議に出席をさせていただきました。そこでは、当会議の現況等につきまして報告をさせていただきました。私からは、当会議の現状、来月にもただいまのお話にもございましたように、実効性ある答申をまとめると、そして中間とりまとめ、6分野の具体化に加えまして、その他分野でも幾つかの事例をその中に挙げて御説明をいたしまして、各分野にわたって全面的に規制をなくしていくと、絶え間ない鳥が必要であるということをお話させていただきました。

また、当会議の進捗状況にとどまりませず、私からはこの規制改革全般についての考え方といたしまして、今後検討を必要とするであろうと思われ数十項目につきまして事例を示しまして、その中から更に15の重点事項というものを指摘させていただきました、もしそういうものが改革されていくということになれば、非常に大きなインパクトがあるというようなことをお話しを申し上げます。

なお、当会議は非公表ということで、私から出させていただきました資料につきましても、公開できないということでございますので、その点私としましては皆様方に資料に基づいて御説明すべきとは存じますけれども、会議の決まりがそういうことになっておりますので、全体的なお話という意味で、この集中審議の行われた後で、竹中大臣が集中審議の様態を記者会見で発言をされております。したがって、その記者会見の内容を少し御披露するというので、私の報告に代えさせていただきます。

総合規制改革会議の議長から、問題提起を中心にした、数十項目の規制項目についての議論を行いました。規制改革を思い切ってするという方向性については、担当の大臣も含めて、全く意見が一致しておりました。問題は、そのスピードと、その実施に当たって、どのような条件なり制約なりを付けるかということでもありますけれども、意見交換を終えまして、総理の前で各担当の大臣を呼んで、改めてこうした問題を議論したわけですから、これまでよりも1段、2段、パワーアップして規制改革を進めるということ、つ

まり改革工程表のフォローアップのような意味合いで、一段と規制改革を押し進めるということで合意をいたしました。

この3回の集中審議が終わった後で、それぞれの問題について改めて各大臣のイニシアチブに基づいて、改革をフォローアップして、内閣府の方でそれを取りまとめ、結果的にはそれは改革工程表のフォローアップのようなものになるのではないかと、今のところイメージをしております。今日の前向きな議論を踏まえて、そういう形での政策の取りまとめを進めてきたいと思っております。

総理は、改革のそれぞれの項目について、非常に熱心に御議論をされました。難しい問題があっても、改革を進めるためにしっかりとやれという御指摘がありました。議長が進めておられるのは、現実に達成可能なところで、各省庁が織り合う、各利害関係者が織り合えるような項目について、できるだけ前向きに一生懸命やっておられるわけですが、それはそれで12月中旬ごろに何か報告がさなれるというふうに聞いておりますから、それはそれで当然のことながら大変重要なわけです。しかし、更にそこに政治的なリーダーシップを発揮して、それをパワーアップするようなものが必要であるというのが、基本的な認識なわけです。であるからこそ、経済財政諮問会議で総理を含めて集中審議をしているわけであります。

今日、そうした問題について、特に経済活性化の観点から、特に重視したい数十項目について議論を行って、それを先ほど申し上げましたように、これは各担当の大臣に一段頑張るのではなくて、もう二段ぐらい頑張っていただかなければいけない、もう二段ぐらい頑張っていただくというふうに私は申し上げたのでありますけれども、そうしたことを今後、今日の総理の熱意を含めて、各大臣のイニシアティブに期待して集中審議が終わった段階で取りまとめたいということであります。

もう一つの御質問の内容は、重点項目はあったのかということでありましてけれども、その数十項目はすべて重点でありますので、ちょっとどれが重点かということは申し上げられないという思いです。

このような記者会見が、大臣からされております。これ以上、私が申し上げることは、この会議の規約に反するということになるかも知れませんので、そういう方向で集中審議が行われたということで御理解をいただきたいというふうに思います。

何かもし御質問等ございましたらと思っておりますが、もしございませでしたら、後ほどでも結構でございます。

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。今日は、12月に予定しておりま

すとりまとめの素案の審議ということでございます。資料はお手元のとおりで、これも非公表ということでございます。素案は、各グループの議論の進捗により、相当程度各省と協議・調整を進めている段階のもの、これから調整を行うものと、さまざまであろうかと思いますが、本日はとりまとめに当たられました主査から御説明をいただきまして、委員の方々の御意見をいただくというのが主な目的でございます。

主査から御説明をいただき、その後の質疑応答と併せまして、各分野できましたら10分程度で行いたいと思いますけれども、要はできるだけ短い時間でおまとめいただくということを、主査の皆様をお願い申し上げたいと思います。

それでは、医療分野から始めたいと思います。鈴木主査からお願いいたします。

○鈴木委員 医療分野につきましては、取り上げております項目は、中間とりまとめで取り上げ、そして改革工程表の中に入っている範囲であって、それ以外に新たに項目を設けるということはいたしておりません。ただ、中間とりまとめ等は、かなり具体的に言った、例えばITの電子的手法による請求を例外とするような省令を廃止するというものもありますけれども、一つの方向性を示しただけで、具体的なハウツーを示していない部分も相当ございます。

したがって、今回のこの案文の中では、そのハウツーというのを細かく示して、この実現を確かなものにするということを主眼に置いております。

全体のスキームについては、簡単に言いますと、今すぐにでもできるレセプトの電子的処理、つまり紙で出して、その紙を人が見るというのではなくて、判断基準というのはあるわけですから、それをコンピュータの中に入れておいて、そこでチェックをするという機能、これをやることは全く容易なことであって、そしてそれが特にインターネット等で直接的に請求されていけば、保険基金を通る必要というのは全くないと、そういうところから今すぐにやるべき問題で、それを手掛りとして進めていくのをポイントとしております。

結局、この問題というのはカルテから機械的にレセプトができて、そしてできたレセプトというのは電子的にそれぞれの保険者、基金ではなくて、基金も含んでもいいんですけども、保険者に対して出される、こういう仕組みを確立するということが基本であります。

そのためには、これまで例えば用語だとかコードというものがばらばらであって、統一されていない、あるいはそういう仕組みがないと、そもそもその仕組みがないというのが一番の問題でございますから、ですから用語・コードの統一だとか、あるいはEBMと言

っておりますけれども、医療の標準化ということが最も欠けておると、個々のお医者さんごとの判断のみでやられている、その状態を改善しなければいけない。それには、EBMを確立する必要がある、それにはデータが要る、そのデータというのをどうやって取るのかということに対して、カルテの電子化と公開と、カルテの電子化というのは、要するにレセプトに結べるのみならず、そういうEBMを確立するためのポイントでありますから、そういう意味合いでそれを進めていくということが骨子となっております。

支払い方法については、そういう医療の標準化・平準化が行われたら、包括支払方式、つまりDRGPPSというのが可能になるわけでありまして、そのDRGPPSにたどり着くのが、この医療改革のまず第1の極めて大きなゴールであろうというふうに考えて作業をしております。

この医療の分野というのは、なかなか競争の仕組みの導入がしにくい分野であるということは、つくづく思っておりますが、しかしできないわけではないというわけで、できるところについての競争の仕組みをどんどんビルトインしたいと考えておりまして、その仕組みの一つとして考えているのが、保険者機能の強化ということですが、今まではただ単純に支払うだけの存在であった保険者に対して、審査、支払いという2つの機能を持たせて、保険者によるチェック、あるいはその保険者が自らの非保険者、組合員に対して、いろいろな健康指導とか、そういうようなことをすることによって、疾病を未然に予防するというような機能というもの、これを強化する必要があるということで、そういう点を取り入れております。

この保険者の機能の強化というのは、即保険者による医療機関の選択という問題につながりますから、その関係で競争関係というものが出てくるということが期待されるわけです。

第2番目は、この医療の世界というのはお医者さんだけの閉ざされた世界でやっている、そこは唯我独尊というよりも、むしろ私に言わせると世間のことは何も知らないと、自分の仕組みが一番いいと信じておる人たちの集団でありますから、こういう社会というのは、これは士業でも経験いたしましたけれども、要するにどんどん体力をなくして行って、結局重荷になるだけだというのは、これはもうすべての修行とか、あるいはギルド世界の特徴であります。ですから、ここに新しい血というのか、少なくとも少し変わった血というものが入るのが必要であります。これは、株式会社の参入という問題でございまして、この視点を取り入れております。

更に、医療のパイをもう少し増やしたいと、30兆と言うんだけれどもそれは少な過ぎる

んではないか、40兆になるんではないかということを考えると、要するに、支払能力によって頭押えにされておる現状の医療というのを、これを抜本的に変える必要がある。それは、何かというと、いわゆる混合医療と言われておりますけれども、保険では対象にはならないけれども、その保険の対象にならないものと、保険の対象になるものとを合わせてやると、保険の対象になるものでさえもすべて断わられるという、摩訶不思議なルールを持っておるわけですけれども、それは大いに開いてやればいいではないかと、そしてそれは何もただ単にアメニティーの問題だけではなくて、そういう治療の問題にも深掘りすべきではないかという観点でやっております、医療産業自体が、あと10兆円も伸びる余地というのは十分あると、そうしたら大きな産業が創造されるんではないかという視点も持っております。

主なところはそういうところでございます、そのほかは中間とりまとめで取り上げたところであります。

折衝状況でございますけれども、もう既に厚生労働省に対しては、原案をもとより提示してありまして、これは昨日検討会も行ってあります。

感触でございますけれども、基本的な方向というものに対しては、私は合致しておるといふふうに思います。ただ、具体的な、技術的な方法、内容については、いささか我々の指摘するところと、それから厚生労働省が言うてくるものとが違いがある。その違いの一番の原因というのは、今もうやろうとしておるから、今のやり方でやらせてほしいというのと、医師会というのがあるから、なるべくそれを刺激しないようにさせてほしいと、これは気持ちはわかるんですけれども、しかしこれまでのような形でやっておるのが、果たして成果を生んだのかということ、ノーでありますから、今回の医療の抜本的改革をやるということ、厚生労働省がきちっと頭の中に置いて、そして自分たちの今までのやり方がよかったのか悪かったのか、なぜ進まなかったのかということ、厚生労働省がきちっと再認識していただかないと、技術的な問題、あるいは進め方の問題は進まないわけですから、この点の理解を厚生労働省と共通なものにして、再修正案にたどり着きたいと思っております。

以上でございます。

○宮内議長　ありがとうございます。御意見、御質問でございますでしょうか。

よろしゅうございませうか、それでは次は福祉分野でございます。八代主査から御説明をお願いいたします。

○八代委員　福祉につきましては、お手元の案でございますけれども、基本的に中間とり

まとめの構成をややふくらませて、整理しております。問題意識のところは、前から同じでありますけれども、介護・福祉の分野というのは、高齢化の進展とか働く女性の増加という社会環境の変化の中で、ニーズに対応した制度改革が求められている。

それに対応して、政府の方でも措置制度から契約を基本とする方向に改革が進んでいるわけなんです、そこがまだまだ中途半端な面がありまして、新しい契約の制度と古い措置時代との制度の間にギャップが生じている。同時に、事業者の行動というのが、やはり厳しく規制されていて、それを条件にして大幅な公的助成が行われているという現行の福祉制度が、特に今、施設介護等の面に著しいわけで、それを改善していくということが大事であるという、これは中間とりまとめ以来同じ主張でございます。

改革の方向としては、一番ポイントになるのはやはり介護施設の中で、施設整備費助成の格差を、どうやって是正してしていくかということでありまして、これはまずそもそも論の公の支配に属せざる者に対しては、整備費の補助ができないという考え方自体がいかかなものかということと、仮にそれがだめだとしても、それを迂回するような方向でさまざまな仕組みが考えられているということを整理しております。

同時、社会福祉法人の改革ということも、三本柱としてやっております。

具体的な施策のところでございますけれども、これも中間とりまとめではいきなり項目を羅列しているわけで、その前提となる基本的な考え方を、今回やや詳しく書いております。具体的施策の中では、施設介護に対する民間事業者の参入問題ということで、既以前からでもいろいろな形で民間の企業というのが使われていたということでありまして、間接的な形で、言わば利用者補助の形態等で公金の支出が既に行われているというようなことを指摘すると同時に、施設整備費格差の是正方法として、ホテルコストの対応、それから介護報酬の中に施設整備費を入れるというやり方、PFIを通じた公設民営方式というようなものを整理するような形で、幾つかの手段によって実施的に整備費補助の格差を是正するというようなことを指摘しております。

あとケアハウス、グループホーム等の問題は、中間とりまとめと基本的に同じであります、それに加えて規制改革委員会自体の見解であるとか、あるいは規制緩和3か年計画で指摘している事項も今回整理する形で含めております。

例えば、介護職の業務範囲の見直しであるとか、介護と医療との連携のための諸規制とか、障害者福祉制度が今回、平成15年度中にできるのに伴いまして、それとの問題点ということも指摘しております。

保育サービスについては、中間とりまとめをふくらませているところでもありますけれども

も、特に認可外保育所に関する基準の設定のところには、やや詳しく指摘しております。新たに保育園と幼稚園との施設共用化等に関する融合というところは、項を起こして論じております。

保育士に関する諸規制の改革というのも、かなり進んでおりまして、その点について一層の改革を進めるということを書いております。

保育サービスの利用者に対する直接補助方式、これは言わば株式会社の病院参入みたいなものは一種の、長い間この分野では対立していたことでありますけれども、今後なお検討を必要とするということを指摘しております。

社会福祉法人に対する規制の見直しでは、これも中間とりまとめと基本的に同じであります。もう少し具体的な点について要望等がありましたので、ヒアリング等で受け止めた要望も含めて、詳しく書き込んでおります。

そういう意味で、基本的な点においては、中間とりまとめと変わっておりません。それをより詳しく書いたものであります。

折衝状況は、本日このペーパーができたばかりで、これから来週に掛けて折衝に始まりますが、医療と同じように福祉についても担当省庁との基本的な方向については変わらないと思いますが、幾つか若干意見の相違がある点もありまして、それについては引き続き折衝していきたいと思っております。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。御意見、御質問ございますでしょうか。

それでは、次に人材分野に入ります。清家主査からお願いいたします。

○清家委員 人材分野は、基本的な問題意識は労働市場が急速に悪化しているということと、それ以前から既にさまざまな構造変化が起きていて、その中で雇用に関わる規制を抜本的に見直さなければいけないという問題意識でございます。

その際の基準は、大きく分けると2つございまして、1つは労働市場の機能を強化する、つまり1つの会社で雇用を保証するのではなくて、労働市場を通じて全体として雇用を保証していくという機能を、できるだけ速やかにつくっていくということと、経済構造の変化のスピードが早くなる。あるいは、人々の価値観が多様化していく中で、個人と企業との選択ができるだけ自由にできるような、そういう雇用の規制の在り方を指すということとあります。

今回のこの報告の内容は、中間とりまとめを勿論基本とはしておりますけれども、規制改革推進3か年計画ですね、それにプラスして新たに幾つかの項目を加え、また中間とり

まとめの中で十分書き込めなかったそれぞれの規制緩和、あるいは改革についての背景の説明及び少し具体的な規制緩和の内容を書き込んでいるということでございます。

内容は、これを見ていただければいいかと思いますが、そのポイントは、1つはその能力開発について、現在の雇用保険から一方的に給付するだけの能力開発支援政策だけではなくて、例えば教育あるいは能力開発が、個人に対する投資であるという視点に立って、その資金の貸し付けという形の能力開発支援の仕組みを考えてはどうかというようなことについて、少し踏み込んで書き込んでございます。

また、職業紹介については、先ほど石原大臣からも御発言があったわけでございますけれども、特に最近の労働市場の悪化を踏まえて、できるだけ情報不足によるミスマッチを防がなければいけませんから、職業紹介についての規制緩和はできるだけ速やかに進めてもらおうと。

特に、ホワイトカラー等については、民間の職業紹介機関が再就職を非常に有効に援助しているという実態もございますので、取り分け現在は求職者から取ることが禁じられている紹介手数料について、これを求職者からも取れるように考え方を抜本的に変えてほしいということを書き込んでございます。

最近の失業増の中で、特に中高年の失業者が再就職できない非常に大きな阻害要因として、募集・採用における年齢制限ということがはっきりしておりますので、この点についても新たに政府が努力義務で雇い主に、この年齢制限を課さないようにということをやっているわけでありましてけれども、これを更に強化して、できれば努力から雇用における年齢差別を禁止するような形のルールにしてもらいたいというふうに書き込んでございます。

なお、この点については本会議においても、八田委員等から、公務員が率先してこうした年齢制限の撤廃を検討すべきという御示唆をいただいておりますので、その点についても書き込んでございます。

更に労働者派遣事業については、特にこの6ページのところに書いてございますけれども、基本的な考え方として、ともすると規制当局は派遣労働者のためにということと言われるわけですが、実はその法改正の検討に関しては、規制改革推進3か年計画にあるように、派遣労働者の声に留意すべきである。つまり派遣労働者として働いている自身が望んでいる規制改革、緩和について積極的に進めてほしいということ、もう一度確認してございます。

内容については、派遣労働者として雇用できる期間を拡大する。また、対象の労働者を

拡大することと同時に、紹介予定派遣について使い勝手が悪い部分が指摘されておりますので、その点を速やかに改めてほしいということを書き込んでいるところであります。

有期雇用については、基本的には中間とりまとめと大きく変わってはございませんが、期間の延長、それから対象の拡大について背景等の説明を少し書き込んでございます。

基本的に、派遣と有期の問題については、従来常用代替を防ぐという考え方から規制が行われていたわけでありまして。すなわち、正規の常用労働者、フルタイムの常用労働者の仕事を派遣労働であるとか、あるいは有期労働が代替することがないようにというような視点から、それらの働き方を規制していた部分があるわけでありまして、今回我々として強くこの報告書の中で主張しておりますのは、少なくとも規制の根拠として、そういう常用代替という考え方を基本的には廃していくべきだと、つまり派遣労働であっても、あるいは有期労働であっても、これは正規の常用労働と同じように、一つの働き方であって、何かの働き方が正しい働き方のひな形としてあって、それを守るためにほかの働き方を制限するというようなことは、考え方から排除していきたい。あるいは、そのような基準で雇用の規制をするのはやめてもらいたいということ、特にこの中では主張しているわけでございます。

作業といたしましては、前回ここで御報告しました後に、私ども、私自身、あるいは専門委員、事務局の協力を得まして、この報告素案の第1次素案を実は作りまして、それを厚生労働省及び他の関係府省にお配りし、コメントを求めたところであります。既に、厚生労働省とはその内容についてかなり突っ込んだ折衝を、ワーキンググループ等で行っておりますし、他の府省からも第1素案についての意見を聞いたところでございます。

実は、今日ここに提出しましたのは、今日できたばかりのものでございますが、その第1次素案に対して厚生労働省から寄せられた、あるいはワーキンググループと厚生労働省との議論の中で、先方から寄せられたコメントをある程度踏まえて、この第1次の素案を、これもまた専門委員及び事務局の御助力を得ながら、ワーキンググループとしてリバイズしたものでございます。これは、できたばかりですので、これからこれを再び、基本的には厚生労働省ですが、厚生労働省及び他の府省に送付いたしましてコメントを求める。

具体的なスケジュールとしては、来週早々にまた厚生労働省の方々とワーキンググループにおいて折衝を行い、最終的な報告書案を作成したいというふうに考えているところでございます。

厚生労働省と議論したときの感触は、これは中間とりまとめのときもそうございましたけれども、基本的な規制改革の向かうべき方向については、我々とそれほど大きな隔り

はございません。ただ、時期をどのぐらいのスピードでやっていただくか、あるいは具体的な内容について、規制改革会議の報告書の中に盛り込ませてもらうかということについては、考え方に隔りがございまして、なおその点を今後の折衝の中で詰めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。御質問等ございますでしょうか。

それでは、次に教育分野にまいります。米澤主査からお願いいたします。

○米澤委員 教育分野でございますけれども、私どもは高等教育、いわゆる大学の教育と初等中等教育、小中高、高はあれですけれども、小中の問題を議論しております。

基本的に、まずおおまかな点を申し上げますと、大学、高等教育機関では、大学同士のある意味自由な競争環境にいかにか整備していくかということが一番大きな問題でございますけれども、その中で現在よく言われておりますけれども、その大学及び中心となっております学部、それを設置認可するときの障壁が非常に高いのではないかということが指摘されておまして、それに対して設置の認可の障壁をいかに低くするかということをしております。

低くするというのと、それと同時に、今度はそれによって大学を非常にたくさんつくる、自由に多様な大学をつくることができますから、そのいろいろできた大学に対してその質を何らかの形で保証するということが重要になってくるわけです。

そこで我々が言っておりますことは、第三者による大学の評価認定、いわゆるアクレディテーションと呼んでおりますが、その認証がございまして、その認証機関というものを育成していったら、それによって大学の質を確保する。ある一定の質が確保されなければ、その大学はある意味で消滅させるという方向に行くと思っております。

そうしますと、教育のある種の安定性というものが出てくるわけですが、学生に対しては引き続き、もし仮に入っている大学の教育というものが維持できなくなった場合には、それに対する、ほかの大学に移るなりのある種のセーフティーネットというもの確保するという方向で進める。

この考え方に対して、基本的に文部科学省には賛同いただいております。基本線についてはいろんな形で合意ができております。後で時間があればもう少し詳しく述べます。もう一つの方は、初等中等教育、小中学校の教育ですけれども、ここで一番問題になっておりますのは、いわゆる画一的な教育ということ、それによって生じる細かい手当てのできないこととか、あるいはいじめその他の教育の質の低下でございますけれども、それに

対して我々はどのような多様性を学校システムの中に導入していくかということの問題にしたわけで、ここで大きく取り上げておりますのは、新しいタイプの私立学校ではなくて、公立小中学校、新しいタイプの小中学校、それも公立による、国のお金を使ってやる学校を創設していくという、そういう法制度上の整備というのをしようとしております。

いわゆるコミュニティースクールと呼ばれているものですがけれども、非常にやる気のある地域の代表の方とか、あるいはやる気がある校長さんを中心にしていって、非常にアクティブな公立の小中学校をつくっていけるというシステムをつくらうとしております。

こういう新しいタイプの小中学校に加えて、やはり現行の小中学校でも、皆様御存じかどうかわかりませんが、生徒と保護者が自由に公立学校を選べない、選びにくいという状況があります。それを何とか是正するために、選択性の確保ということと、それから保護者、父兄による学校への参画というのを促進していこうという形の制度改革を進めております。

各論でございますけれども、今、大学及び小中学校の話しをしましたが、大学については、大学の設置の認可というものをなるべく楽にしようというところで、基本的に準則化、準則主義と言いますか、そういう形で進めていこうとしております。

その中で、特に現在あります文科省による設置認可の制度ですと、大学を新しくつくることに対して、最初から抑制的に対応すべしというように書いた文章があるわけで、その部分を見直していく。それから、校地面積等あるいは大学をつくる時に、自己所有の土地がどのくらいなければいけないというような、そういう割ときつい基準がありまして、その基準を弱めていく。

あるいは、現在ですと首都圏とか近畿圏には新しく工場等規制法という、人口集中を防ぐための、昔からある法律があるんですが、それに上乘せした形で大学をつくる、あるいは教室をつくることを抑制しているということがありますから、それに対してこの工場等規制法というのを撤廃していくという形で働き掛けております。この辺は、基本的にうまく進むのではないかというふうに考えております。

あとは、高等教育機関をつくって、社会人がなるべくキャリアアップしやすいための制度、例えば既に大学を一度出た方が社会に出て、それから大学に戻ってもう一度キャリアアップするための制度を開発するとか、その辺はダブルメジャー話とか、あるいはパートタイムの学生の制度というものを促進していくという形を出しております。

小中学校について、先ほどコミュニティースクールの話申し上げましたけれども、そのほかに現在小学校、中学校を新しくつくっていく際の基準というのが明確でなかった。

これは、この総合規制改革会議の前の規制改革委員会からずっと懸案になっていたことですけれども、それを明確化してもらおうということと、それから新たに私立学校に入るときに入りやすい環境を整えるという意味で、私立学校の審議会の構成メンバーの在り方というのを見直すというようなことがございます。

そのほか、外国人学校とか、インターナショナルスクールをできるだけ増設しやすい環境をつくっていくということで、特に国の基準、指導要領を満たせば、インターナショナルスクールについても現在の普通の学校を出た者と同じ資格を持って上の学校に進学していくことができるようにする、そういう制度を整えております。

大体そんなところでございます。

○宮内議長 ありがとうございます。何か御質問ございますでしょうか。私から質問させていただきたいんですが、コミュニティースクールのことは、どこに。

○米澤委員 コミュニティースクールのことは、今、口でお話ししましたけれども、基本的にまずコミュニティースクールに似たもののモデル校を、実際に来年度からつくるということは、文科省もアグリーメントしておりまして、それに対して我々は、それをもっと一歩進めた形で、むしろ新しい公立学校の制度をつくるということで、法改正、法整備ということを念頭に、文科省と今までずっと折衝しておりまして、それについての最終調整というのがまだ済んでおりませんので、基本的に文面を出しておりませんが、方向としてはそういう形で進めさせていただいております。

○宮内議長 ありがとうございます。あと御質問等ございますでしょうか。

それでは、次にまいりまして、環境でございます。環境につきましては、八田主査から御説明をお願いいたします。

○八田委員 生田主査が、今、外国にいらっしゃいますので、代わって御報告いたします。環境ワーキングでは、全体として大きく7つの部分から構成されております。

第1は、土壌環境保全対策です。市街地の土壌汚染に関しては、今、ダイオキシンに関しては法制度があるんですが、それ以外には今のところございません。これは、購入した土地がひょっとしたら汚染されているかもしれないという可能性がありますから、土地の取引の阻害要因にもなり得るものであります。

これに対する対策をどうするかということで、基本的には汚染者負担の原則というものを置いています。問題はだれが汚染したかがわからない場合であると。その場合について、企業からの拠出による基金を一つ設置するというようなことも考えておりますし、それから一定の場合にはちょっと所有者にもある程度負担をしなければいけないということ

もある。しかし、この原因者不明のことに關してどうするかというのは、もう各省でいろいろと意見がございます。基金をつくること自体についても、意見がございます。したがって、今、調整が必要なところでは、

地球温暖化対策に關しては、つい先日C O P 7の合意ができて、そして今、政府も締結に向けて準備が本格化しているんだと思いますが、当ワーキンググループでは規制的な手法に頼ることなく、できるだけ経済的な手法だとか、自主的な取り組みを促す、そういう方法でこれに当たろうと思っております。いずれの場合にしても、経済的な活力を削がないような方法でやるべきだと主張しております。

もう一つ、この地球温暖化に關して当ワーキンググループで提案しておりますのは、ガスパイプラインの建設促進です。石炭とか石油に比べて、天然ガスを用いることは、二酸化炭素排出量が少ないんですが、日本は国内にガスパイプラインがございまして、供給範囲が非常に限定されて、かつコストが非常に高い。そのパイプラインがなかなかできにくいこと自体が、規制の結果起きている部分が非常に多いので、それを緩和しよう。

それから、漁業補償の在り方、特に海底パイプラインをつくる時には、この漁業補償が大きな問題になりますので、これも関係各省において検討すべきことを記述しております。

自主的な取り組みの非常に重要なことというのは、企業ごとに環境報告書だとか、環境会計について、自主的にやっていただくということなんですが、それらが比較しやすいようにと統一性を持たせる、そういうような観点から検討すべきだということを申しております。

4番目に「都市のヒートアイランド現象の解消」についてでございます。これは、実は今の都市の環境問題として、このヒートアイランド現象というのは非常に大きな問題です。まず、地表面がコンクリートやアスファルトでカバーされておりますし、緑地が減っている。その一方で、空調設備だとか自動車から熱が出る。これに対する対策としては、今、各省庁、自治体がばらばらにやっているんですけども、これを統一的に組み換えて、総合的な推進体制を構築すべきだというふうに考えております。これは、基本的にはミクロの対策だけでなく、都市全体でどういう緑地の配置をするべきだとか、そういうことを検討すべきだということが主眼です。

人と自然の共生については、多様な生物を存続させたいということなんですが、そういうことに関するさまざまな方策を検討すべきだということを記述しております。同時に外来種の移入に關するルールづくりも必要だということを述べております。

廃棄物、リサイクルの問題については、できるだけリサイクルを進めて、環境への負荷を下げたいということなのですが、それに関してそもそも廃棄物の定義、区分、廃棄物処理法の業及び施設認可の見直し、そういうようなことが必要ですし、生産者の責任をどうやって拡大するかということが検討されるべきなので、そういうことを記述しております。環境アセスメントなのですが、これも先ほどのヒートアイランド現象と非常に関係しているのですが、個々のビルの環境アセスメントをやるというよりは、都市全体の観点から見て、この地域にはこういう建物ならつくっていいと、こういう建物はいかぬというような、都市全体のランドデザインの中に位置づけてやるべきではないかということ、地方公共団体でも環境アセスの基準にすべきことを要請しております。それから、手続の合理化も要請しております。

以上が、環境の7分野におけるワーキンググループの最終素案の御紹介でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。御質問、御意見等ございますでしょうか。

それでは、次の分野へまいります。都市再生分野でございます。村山主査から御説明をお願いいたします。

○村山委員 都市再生に関しましては、中間とりまとめのときと同じく、大きくは3つのエリアに関して提言を行っていきたいと思っております。

1つは、不動産市場の透明性の確保、情報開示関連です。

もう一つは、都市に係る各種制度の見直し、いわゆる都市計画・建築に係るさまざまな法制等々含めた、本当に都市再生に関わる正面の部分でございます。

3つは、非常に老朽マンションが増えて、今後社会問題として大きくなることが予想される、マンションの建て替えの円滑化。この3つに関してフォーカスしております。

基本的に、関係省庁と目指す方向性は同じであると、大きく方向性として食い違っているところはないと思いますが、今後調整していく中で、いわゆるどこに具体的な方策を落としていくのか、その落としどころのところが今後の課題であると思っております。調整は、これから行うといったところが、今の状況でございます。

内容について簡単に説明させていただきます。

まず、最初の不動産市場の透明性の確保、いわゆるディスクロージャー関連、不動産市場をもう少し近代的なものにしていこうというような、インフラ整備と私は考えておりますけれども、それに関しましては、例えば不動産の地価情報に関しましては、守秘義務とか、非常にさまざまな制約があるわけでございますが、情報がなくなることが不動産投資を阻んでいるという認識の下で、例えば国土交通省さんも後押しをしていきたいというインデ

ックスを作成するに当たって、守秘義務を掛けた上で実売情報が入るような仕組みができないとか、あと地価情報といういろいろなございますけれども、そのうちの非常に大きなもので地価公示というものがございます。この地価公示に関わるいろいろな関連データというのが、非常に大きな情報開示の一つのターゲットになるわけですが、その地価公示に関しましては、今までは全くやっておりませんでした、詳細情報の常時閲覧といったようなこと、これはある程度合意しております。

固定資産税の評価額につきましても、今までは自分のところしか見れなかったところを、いわゆるコンパティションの観点からも、ほかの人のところを見れるような形、ちょっと限定的な縦覧になりますけれども、こういったことをやっていく。

それから、不動産鑑定手法に関しまして、非常に批判が高い、都市再生をしていく上で、プロジェクトをファイナンスをする上でも、不動産鑑定に関していろいろ批判が高いものですから、不動産鑑定評価基準の見直しというのを提言しているとともに、依頼者に対してより一層の説明責任を果たすことによって、より不動産鑑定市場及び不動産ディスクロージャーの世界がクリアーに、透明性の高いものになるようにというような提言を行っております。

不動産流通制度に関しまして、中間ほど余りドラスティックなことは言っておりませんが、仲介の世界、媒介の世界が、最終的にはメニュー方式に移行できるような形でのサジェスションをしております。

借家制度に関しまして、今まで正当事由というものが、いろいろな借家人との関係を非常にプロムナーティックなものにしていたという認識がある程度ございまして、正当事由に関しても踏み込んでおります。

不良債権の処理に関しまして、問題になっております競売でございますとか、競売市場の状況をよくする、競売の実効性確保といったようなことを関しても踏み込んでおります。最後に、不動産証券化を促進するための法整備に関しても、今回書かせていただいております。

2つ目のエリアでございます、都市に係る各種制度の見直しに関しましては、先ほど教育の方でしたかあったと思うんですけれども、当方の方でも工場と制限法の見直しに関しては踏み込んでおります。

都市計画制度の改革、これは非常に多岐にわたっておりまして、都市のグランドデザインの策定に関してのサジェスション、計画許可制度の導入、性能規定化の推進、加えて市街地再開発事業の積極的推進、こういったものに関しても、いろいろな細かな提言をして

おります。要は、都市再生といいテーマの中で、まともな、非常に効率的な、そして収益を生み、経済を活性化するようなまちづくりを行うに当たって、どういったことをするべきなのかというようなことが大きなターゲットではございまして、細かなところにも踏み込んでおります。強制代執行制度の強化とか、そういったことも踏み込んでおります。

都市計画道路でございまして、整備率が半分程度でございまして、これがうまくできれば非常に都市計画もつくりやすくなりますし、都市再生にも資するということで、公共用地の積極的推進に関して、土地収用法の見直しなどを絡めながら提言を行っております。せっかく道路がちゃんとあっても、交通渋滞で非常に経済的損失を与えているということで、交通渋滞の緩和に関しましても提言を行っております。

3つ目のポイント、マンション建て替えの円滑化に関しましては、区分所有法の建替要件の見直しであるとか、マンション建替法制に対してのサジェスション、それから既存不適格マンションでなかなか建て替えができないというのが社会問題になる部分もあるんですけども、その既存不適格マンションの建て替えの円滑化等々、それからこのマンション建て替えの中で、公的資産の有効活用ということにも踏み込んでございまして、都心に非常にいい公団住宅とか都営住宅があるということもございまして、こういったところの有効活用に資する住宅管理の適正化であるとか、ニュータウン、再開発の弾力化であるとか、そういったことに対しまして踏み込んでおります。中間とりまとめに比べまして、かなり具体的な提言をしているというふう感じてございまして、今後その調整をしていく中で、なるべく具体的な落としどころ、かなり具体的な提言をさせていただいておりますので、調整をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。御質問等ございますでしょうか。

それでは、重点6分野は終わりました。その他分野の御説明に入りたいと思います。まず、競争政策・法務・金融分野につきまして、神田主査から御説明をお願いいたします。

○神田委員 重点6分野と異なりまして、それ以外の分野は非常に今年は時間が限られてございまして、現時点での状況を御報告させていただきます。

まだ、担当の省庁との調整は、最終的には済んでおりません。

競争政策分野でありますけれども、視点としては、大きく言うと2つだと思います。

第1は、競争政策の強化ということでして、そのための体制の強化等も含まれます。

第2は、言うまでもないことですが、競争促進のためのルールを整備、規制の撤廃、制度の改正、こういったものを引き続き進めるということでありまして。お手元には、いろい

る書いてありますけれども、(1)というのが独禁法等の執行強化のための諸施策として、これはほかのところでも言われておりますけれども、公正取引委員会の体制、権限の強化ということでもあります。

2ページ目の(2)というのが、これは今年新しく取り上げているもので、この会議としては当然新しいわけですがけれども、今まで規制改革委員会等では取り上げてないことですが、フランチャイズ制度の整備ということで、ここでは競争政策の観点から公取のフランチャイズガイドラインというのがありまして、それを現状に合わせるべく改善するというものを取り上げております。

このほかにも、フランチャイズがあるんですけれども、これは流通分野の方で取り上げていただいて、最後に調整しようと思っておりますので、後ほど八代先生の方から御報告していただけたらと思います。

(3)一般集中規制の見直し、これは従来からやってきているものでありまして、今年アとイを取ろうということでもあります。

(4)、3ページでございますが、これは非常に大きい話でありまして、いろんなところで若干報道されたりもしておりますけれども、政府調達システムというものが競争的でないという問題を日本は抱えているわけでありまして、したがってそれを競争政策の観点から競争的かつ透明性の高い制度にしようということ打ち出してあります。細かい点に入りますと、時間が掛かってしまいますけれども、アとして「競争的環境の一層の整備」一般競争入札方式、今は一定金額以上ということになっているわけですがけれども、これをとにかく広げようと、まず国について広げ、そして地方についても広げようということでもあります。

(イ)は、省略させていただきまして、4ページ目に行っていただきまして、ここの考え方は言うまでもないことですがけれども、これまでは伝統的には指名競争入札方式と言いまして、一定の業者を、国あるいは地方公共団体が指名して、その中で入札を求めるというやり方だったわけですがけれども、そこにいろいろと問題があるということは、既に知られていることでありまして、したがってそれをできるだけやめて、一般競争入札方式をできるだけ導入していくということですがけれども、その裏返しというか、それと表裏一体の問題として、制度運営の透明性の確保というものがありまして、一々読みませんけれども、例えばということですがけれども、悪質な業者はペナルティーを強化するということで対応する。これは4ページのイの(イ)になりますけれども、あるいはそのほかのウに書いてありますように、入札保証というんでしょうか、保険を使って、言わばその保険会社にそ

ういう判断をさせるというメカニズムによって、公務員がそれを決めるというメカニズムに代替していくということであります。

それから、4ページの(オ)にもありますけれども、工事なんかの場合には、事後的にも検査とか行われますけれども、これも国の工事について申しますと、従来は国がやってきたわけですが、現在法制上は民間に委託するということが認められていますけれども、余り使われていないということでありまして、こういう民でできることはできるだけ民でという流れに沿って、これも積極的に推進すべきであるというようなことを言っております。

最後に、5ページになりますけれども、契約方式の改善でありまして、国が今、電気とか水道とかいうのは、1年を超える契約を国は締結できますけれども、リース、例えばパソコンですとか、コピーの機械ですとか、こういうものにつきましては、現在の法制の下ではあらかじめ1年を超える場合には、そういうものとして予算を立てて、国会で承認を得てという手続を踏まなければいけませんけれども、そこが電気、ガスの場合はそろっていないという問題があります。これは、民間からも要望が出ているんですけれども、リース契約等につきましても、例えばコピーの機械とか、そういったものでも何年か使うものを大体1年刻みでやっているというのが実態でして、その点も改善したらどうかという問題提起をしております。

今回、作業させていただきまして、実は私は次の法務・金融の方も担当ですので、ちょっと感想と希望があるんですが、それらは法務・金融の方を御報告させていただいた後で申し上げたいと思います。

そこで、競争政策につきましてはの現状ですけれども、公正取引委員会との関係では、大体この文案で何度かやり取りをしまして固まっておりますけれども、この最後の公共工事等につきましては、先日関係する省庁と言うとすべてということになるんですけれども、公共工事等が多い国土交通省を中心として、あと財務省及び地方自治法を所管している総務省と、いわゆるヒアリングをして、八田先生にも飛び入りで、特にお願いをして参加していただきました。

その結果、現在こういう文案をつくって先方に投げておりますので、折衝というのはこれからということで、どこまでやれるかというのが、現時点では時間も限られておりますので、やや心配なところはありますけれども、できる限りのことはしたいと考えております。

以上でございます。

○宮内議長 法務・金融分野も併せてお願いいたします。

○神田委員 どうも失礼しました、では法務・金融も併せて御報告させていただきます。次が法務でございます、法務は、これは大きく言いますと2つあります。1つは、いわゆる司法制度改革でありまして、もう一つは企業活動の基盤整備ということでありまして、まず、前者の方ですけれども、これはこれまで行政改革委員会、それから規制緩和及び規制改革委員会でも取り上げてきたものでして、鈴木委員が非常に御尽力されて今日に至っているものでございます。これにつきましては、1ページ目に書いてありますように、司法制度改革を推進するということなんですけれども、従来の規制改革委員会等におきましては、法曹人口の大幅増員等、そこに書いてあるようなことを言ってきたんですけれども、御承知のように司法制度改革審議会というものが設けられまして、今年の6月に最終意見書がとりまとめられまして、それに基づいて司法制度改革推進法というのが今国会で成立しております。

それに基づきまして、司法制度改革が行われるということになっております。規制緩和あるいは規制改革という観点から、私どもという、過去も含めて申し上げますと、法曹人口の大幅増員、それから次のページにあります「サムライ業」と言っていますけれども、隣接法律専門職種、司法書士ですとか、弁理士ですとか、行政書士ですとか、そういう司法サービスの部門にいる人たちのあれを活用しようと、基本的には法曹人口を増やすというものが問題の解決なんですけれども、それが一気に行かないんだとしたら、それを併せてそのものを活用しようというようなことでやってきたんですけれども、どうもその司法制度改革審議会の意見書がなかなか抽象的で、いろいろ読みようにも幅があるような部分もあります。それから、これまで既に3か年計画等に載っている内容と、必ずしもそろってないと受け止め得るようなところもあります。したがって、この会議といたしましては、前規制改革委員会、その前の行政改革委員会以来、引き続きということで、これから行われます司法制度改革の早期実現に向けて、これは1ページ目の現在考えております文章で申しますと、「その具体的な作業を注視していく」ということで引き続き取り上げたいと思っております。

ただ、ここに書きましたような内容につきましては、先方、これは司法制度改革推進準備室というのが内閣府の中にございます。あと法務省が一部関係するわけでけれども、これまでのところ意見の隔りがありまして、調整ということが可能なかどうか、現時点では調整はなかなか難しいのではないかという開きがございます。

先方が、例えば作業を注視してもらっては困ると言っていますけれども、こちらは本来

は監視したいぐらい、注視はこれでもトーンダウンしているんで、注視より下げるわけにはいかないといったようなやり取りをしておりますし、更に政府として司法制度改革審議会の意見書を最大限尊重する、そして司法制度改革に取り組むという閣議決定が行われているので、政府のそれ以外の場所ではこの問題は論じられないのだと、これは司法制度改革推進、現在準備室ですけれども、自己完結的に行われていくのだと先方は言っておるんですけれども、こちらは政府の中にもいろんな角度からいろんなことを議論しているわけで、総合規制改革会議としては規制改革という視点から、これは何も司法制度改革だけではありませんけれども、すべての分野について意見を申し、提言をする権限があるんであって、自己完結的にそちらだけでやれる話ではないとか、そういう結構激しいやり取りをしておりますけれども、私の現時点での感想といたしましては、伝統的な言葉で言いますと、いわゆる法曹三者であと話が進んでいくというのは、非常によろしくないことであって、この総合規制改革会議としても、繰り返しになりますけれども、従来の行政改革委員会、規制緩和及び規制改革委員会、そして3か年計画の線にのっとなって規制改革という観点からということにはなるとは思いますけれども、そういう観点から文字通り司法制度改革の早期実現に向けてその作業を注視していきたいというふうに考えております。

ただ、それは現時点での話でありまして、今後残り時間少ない中で、どういう形で意見が書けるかというのはまだわかりません。

ちょっと時間を取ってしまいましたけれども、もう一つの柱であります、企業活動の基盤整備の方につきましては、倒産手続、特に会社更生法の改正というものと、新しい事業組織形態として、リミテッド・パートナーシップの整備というものを現在掲げて、今年度はこの2つでいこうかというふうに考えております。

次に、金融でございますが、金融は抽象的な目標は、一言で言いますと金融セクターの自由化ということですが、具体的には2つぐらいに分かれまして、第1は依然として残っている事前規制の撤廃、そして第2に規制がある場合についてですが、その内容、あるその規制の適用、運用というものの明確化及び透明化ということであります。

この部分は、民間からの要望が極めて多く、金融の分野は民間からの規制改革要望だけで200項目を超えておりまして、それを整理するだけでも相当時間が取られまして、今日お手元にお配りしているようなものをとくにかくまとめまして、担当の省庁等に投げたところでした、主たる担当省庁は金融庁ということになりますけれども、今日金融庁から回答が来たところで、まだ私それを読んでおりませんが、これから更に折衝が始まるという状況にあります。

これは、一つひとつ項目を御説明しますと、時間が非常に掛かってしまうと思いますので、ごく簡単に申し上げたいと思いますが、1 ページ目の最初は銀行の窓口で投資信託が現在販売できるんですけれども、今度新しく導入されました E T F と呼ばれているものは現在できません。したがって、それもできるようにすべきだということでもあります。

2 ページ目の (2) と (3) は時間の関係で省略させていただきまして、3 ページ目に (4) 信託銀行が行う公告におけるインターネットの利用というのがあります。

これは、公告を電子的にやれる、あるいはインターネットを使ってやれるべきであるというのが当然のことに思われるんですけれども、これは実は商法の方の公告というものの電子化ものがまだ実現しておりませんで、それに合わせて遅れていたというようなことでもあります。ところが、商法の方につきましては、今日 I T 関係の商法改正が国会で成立したわけですけれども、その中に公告は含まれておりません。それは、商法は商法の方の問題で、別途取り上げるべきなのかもしれませんけれども、とりあえず民間からの要望もありましたので、そっちを待ってないで、こっちこっちで独立して検討するということで (4) で取り上げております。

4 ページ目の団体年金保険に関する規制改革、これは既に3 か年計画に上がっているものでありまして、取り分け保険会社の特別勘定の見直しとして、保険会社が万が一破綻した場合、破綻してもらっては困るんですけれども、特別勘定というものの資産は、これは例えば年金のものが多いわけですけれども、一般勘定とは分離して保護できるようにということでもあります。現在の法制上はそうになっておりませんので、過去これを要求してきましたけれども、まだ実現していないものでありまして、更に一層それをプッシュしたいということでもあります。

そのほかにもありますけれども、時間の関係で5 ページ目へ行きまして「(6) 銀行による保険商品の販売規制の更なる緩和」、これは前身の規制改革委員会では非常に力を入れたものでありまして、銀行は投資信託ですから、いろんな金融商品を売っていい、これは銀行にとってもいいのかもしれませんが、売ってもらえる、投資信託なら投資信託をつくった業者にとってもプラスですし、勿論利用者の方から言えばワンストップショッピングで、銀行に行けばいろんな商品が買える。

投資信託が売れる、なぜか保険は売れないということになっていまして、これはどう考えても理屈が立たないと思っておりますけれども、そういうこともありまして、従来からこれはかなり強くやってきたんですけれども、抵抗に遭いましてなかなかうまくいってなかったというのが実情であります。

毎年やっては来たんですけれども、今年多少光が見えてきたと言っでは何ですけれども、更に今年もいこうということでありまして、3か年計画の言葉で言いますと、原則としてすべての保険商品を銀行が取り扱えることということが目標でありまして、それに向かってどうにかその実現を図りたいと思っております。

下の方に損害保険商品について幾つか挙がっておりますけれども、時間の関係で一つだけ御紹介させていただきますと、6ページ目のウというファイル・アンド・ユース、保険というのは現在企業部門の保険について、従来は認可制から届出制というものになったんですけれども、なったものについても事前届出制でありまして、届け出たらすぐ使えるわけではありません、一定の待機期間があるわけでありまして。

これに対して、アメリカ等で利用されております、届け出たらすぐ使えるようになるというのが、ファイル・アンド・ユース制度と呼ばれているものでして、こういうものの導入ということ、これも以前から割と言ってきたわけでありまして。そういうものごとにかく導入して、少しでも認可から届出、今度は事前届出というか、待機期間付き届出からファイル・アンド・ユースという、真の届出というんでしょうか、そういうものへという、従来からの議論を更に一層進めるということでありまして。

6ページ目の一番下から、保険業法300条という問題が幾つか上がっていますが、これは具体的に関係の民間団体からの要望もあったわけですが、保険業法300条が保険の販売等についていろんな行為を禁止しております。6ページから7ページに入ったところでして、これはちょっと細かくなりますけれども、昔の募集法という法律が、大体そのまま引き継がれているわけでありまして。しかし、現在の言うまでもありませんが、募集法が適用されていたころは、例えば損害保険に関する保険料率というのが規制されていまして、その自由化というのがなかったわけでありまして、しかも約款はすべて認可制であったという時代であります。そういう点、保険もやや自由化が進みましたし、更にその後も消費者ケア法ですとか、金融商品販売法ですとか、法制面でもいろんなものができてきたんですけれども、この分野はこのままで残っております、ちょっと過剰な規制にあっているのではないかとこのように考えられます。

特に、1例を挙げますと、いわゆる保険料が自由化されましたために、現在は損害保険の分野で言いますと、これは7ページのイというところに8ページに掛けて書いてあるんですけれども、幅料率という形で認可がなされます。つまり、一定の幅で各保険会社は実際の保険料を決めていいですよという形で認可がなされます。

幅があるので、各社はその間で、例えば高めに決めたり、低めに決めたり、認可の範囲

内で選べるはずなんですけれども、そのことをすると、この保険業法300条1項5号に、特別利益の提供だとか、保険料の割引き、割戻しであるということに当たるのではないかという危惧があって、その幅の間ですら保険料を自由に選択できてないという指摘がありまして、これは法解釈の問題にすぎないのかもしれませんが、少なくともそういう法解釈は法解釈としても私は個人的にはおかしいと思っておりますけれども、そういったこと等がありまして、実際の保険の販売、あるいは料率の設定というものに萎縮効果を与えているというふうに指摘されております。それを何か改善できないかということでありま

す。8ページ目のウに書いてあることは、これは金融一般に言えることなんですけれども、比較広告というものについての規制がちょっとはっきりしない面があるんですけれども、この点につきましては保険だけではなくて、銀行、保険、証券、それぞれの分野で全然そろっておりませんので、公告について規制というものについて、見直しというんでしょうか、整合性を取りつつ、横断的に見直しが必要ではないかというふうに考えられます。

8ページの(9)貸金業法なんですけど、貸金業法につきましては、御存じのようにと申しますか、なかなか厳しい規制でありまして、これは日本にかなり独自のと言っては何ですけれども、非常に強い規制が課されておりますために、いろいろ使い勝手が悪いという問題があります。ただ、他方なぜそういう規制が設けられたかと言いますと、過去に幾つかの悪徳という表現がいいかどうかわかりませんが、問題を起こした業者がいて、それに対して対応してきたという歴史があるわけでありまして、

しかし、ここは非常に悪質の業者が出たということは、よろしくないことなんですけれども、他方良質の業者も多数いるわけですし、そういう過去の経験を踏まえた過剰な規制が、少なくとも諸外国なんかと比較しても、日本におけるこの分野を使いにくくしているということは、論を待たないわけでありまして、

ただ、過去そういう歴史があったという現状を踏まえますと、この分野はなかなか霞が関ではやれないという分野でありまして、したがってちょっと妥協しておりまして、この文章で言いますと、9ページの本当は改善すべきであるといきたいところなんですけれども、まずその前のステップとして実態調査をしてもらおうということで、今年はとにかく手を付けるということにさせていただきたいというふうに考えておる次第です。

最後の(10)は、バンクカードということで、これは省略させていただきます。

なお、口頭で追加で大変申し訳ないなんですけれども、もう一点金融分野で追加したいと

思っている項目がございまして、それは証券決済制度の改革という項目でございまして。これは、既に3か年計画に載っているんですけども、一部遅れが見られますので、できればそれをごく簡単な話ですけども、追加させていただきたいと思っております。

以上でありますけれども、これを機に今回競争政策及び法務・金融を担当させていただきまして、感想めいたことをごく手短かに3点申し上げさせていただきたいと思っております。

第1点目は、やはり今年の場合は時間が非常に不足しておりまして、勿論重点6分野は極めて重要であるということは、全く賛成なんですけれども、6分野以外の経済分野につきましても、やるべきことは多数あるというふうに思われます。と申しますのは、先ほど申しましたように、民間から寄せられた要望だけでも、金融分野だけでも200項目を超えているという状態でありまして、もうそれはとても全部は今年には処理できないということで、来年回しにせざるを得なかった項目が多いわけです。しかし、取り上げられたものにつきましても、この限られた時間で担当省庁との折衝を含めて、事実の確認、それから今度は民間の方にまた事実を確認したりという作業をやっておりますけれども、これはかなり限界がありまして、今年の場合残念ながら言うてはなんですけれども、時間不足のために不十分に終わらざるを得ないというのが正直な感想でございまして。

したがって、これは個人的な希望ということなのかもしれませんが、是非今年私が担当させていただきまして分野で言えば、競争政策・金融・法務の分野につきまして、「は」ではなくて「も」だと思っておりますが、来年度は4月からやらせていただきたい。それは相手の担当省庁に対する礼儀ということもあると思っておりますし、十分議論するためには、やはり4月からやらせていただきたいということを強く希望いたします。

第2点ですけれども、規制改革委員会にいた人間として、そのときのやり方がよかったとか悪かったとか言うつもりは決してないんですけれども、恐らくこれは時間が限られていたせいで、6分野についてはそういう問題がなかったと思うんですけれども、この私の担当させていただきまして分野につきまして、省庁と文章のやり取り、それからヒアリング等、あるいは非公式の会合等をしておりますと、我々の紙の文章のどの部分について省庁と折衝するかというのは、かなり焦点になります。

規制改革委員会の場合には、文章がずっとありまして、最後に、したがって何とかすべきであるというのがフォーマットでありまして、その最後の3行ぐらいの、したがって何とかすべきであるという部分が、そのまま3か年計画の我々が短冊と俗に呼んでいましたけれども、短冊に載るということですので、最後その「したがって」以下は「てにをは」までぎりぎり折衝しますけれども、上は我々が書く見解ですから、当時は見解と呼んでお

りましたけれども、多少は向こうも何か言ってきますけれども、こっちはとにかくロジカルに思った意見をちゃんと書く、「したがって」以下のところは、最後折衝になりますのでどうなるかあれですけれども、決着がつけば3か年計画にそのまま載せられる。決着がなかなかつかなくて、収集がつかないというケースなかったわけではありませんけれども、今年の場合はちょっとそれがはっきりしないために、全体が閣議決定されるんじゃないかというので、担当省庁の方は全文を削除しろとか直してくれとかいうふうに言うてくるんです。それで、よけいな時間が取られるような感じがいたしまして、これは多分6分野の方は問題ないと思うんですけれども、時間を掛けてこれまで議論をしてこられましたので、ちょっとそういうことから申しますと、本来我々で、これは前回私出席できませんで欠席してしまったんですけれども、省庁と調整をしたものだけを書くべきなのかどうかということについて大変議論があったというふうに向っておりますけれども、我々が書くべき部分と、確実に3か年計画に載せるような部分というのは分かれていた方が、私の感想としては、ただこれは今年は例外的に時間不足がありましたので、若干必ずしも一般化できないと思いますけれども、分かれていた方が担当省庁との議論はやりやすいし、あらぬ誤解を先方にありましたえないというような感じがいたしました。ただ、繰り返しになりますけれども、これは時間不足の中でこの3つの分野をやったの感想にすぎませんので、4月からやった場合にはまた違うかもしれません。

時間を取って恐縮ですが、最後に3点目ですけれども、時間の区切りの書き方につきましても、若干相手方省庁に誤解を与えておりまして、今年原則平成〇〇年度中措置と、平成14年度中措置という書き方をするわけですけれども、従来は平成14年度中措置というのは、本当に措置であって、検討する場合には平成14年度検討、平成14年度検討・結論とか、そのほかにも平成14年度検討・開始とか、そういう表現をしていたわけです。3か年計画はそういう形で書いてありますけれども、規制改革委員会の見解もそういうに書いてあったわけです。

今年、これはフォーマットとしてということですが、本文の方に検討すべきであると書くか、措置すべきであると書いて、括弧の中は平成14年措置で統一すると、したがって本分中は検討であれば、措置は書いてあるけれども、検討の意味だというフォーマットでやってきたんですが、これはそういうルールが伝わってないんですけれども、非常に先方にミスリーディングで、それだったら削除だとか、これは誤解に基づく指摘も多いんですけれども、ただ一覧性というのか、一般の人が我々の意見を読んだときに気持ちというのを考えてみますと、やはり平成14年度措置とか検討、結論とか、検討開始とか、そ

ういう表現の方がわかりやすいと思うんです。しかし、これは全体で統一することですから、特にこだわりませんけれども、実際にやってみますと、相手方省庁も去年のことに慣れていたということがあるのかもしれないけれども、そこは非常に誤解しているわけですし、先ほど6分野を見せていただきますと、これも若干いろんな表現があるみたいなんですけれども、読みやすさという観点から言いますと、私はむしろ平成14年度措置とか検討、検討開始、検討・結論とか、そういう表現を使った方がぱっと見た一覧性という意味からもわかりやすいし、それから相手方の省庁も間違えないという気がいたします。

ただ、全体の統一を図る見地から、今年度は全部かぎ括弧内は措置だという言葉で統一するんだということであれば、それがこの会議の方針であるということであれば、勿論それに従わせていただきますけれども、ちょっとそれは非常に今回私がやっておりました相手方省庁は間違えておりましたので、その結果よけいな時間を取っているということがありました。

長くなって申し訳ありませんでしたけれども、以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。大変幅広い分野をカバーしていただきまして、何か御質問がございますでしょうか。

今の最後の3点おっしゃったことにつきまして、特に何かコメントございましたら。

○坂政策統括官 時間不足の件は特別といたしまして、実際そうだろうと思いますが、一番最後の点は、実は相手の役所が慣れてないというのが、やや不思議な感じがするんですけれども、今お願いしているやり方というのは、実は改革工程表をつくったときのやり方で、あのとき時間系列でそういうふうになったものですから、むしろその方が相手の役所も慣れているだろうと思ってそれにしたんですけれども、おっしゃるようにそういう経緯がなければ、前と同じ方が多分よかったんだろうと思うんです。そういう改革工程表という経緯があったんで、その方が向こうも慣れていていいかなということで、ああいうふうにしてあったんですが、伺っていると相手の役所も何かもたもたしているというなら、ちょっと考えた方がいいのかもしれないという気はいたします。

ただ、これから変えるとまた混乱するかなという気もしますので、そこはテクニカルな問題なんですけれども、多少伺うとかえって混乱するんだったらまずかったかなという感じもいたします。

文章のどの部分についてというのは、この前私どもがお示ししましたのは、要は政府として処置すべきことについて書いてある部分は、それはもうそのまま政府として受け止めて使えるようなふうに書いておいてくださいということなんです。したがって、法律的に

言うと、判示している事実と、その理由というのがありますね、その判例になるのは理由以外の部分、つまり判示している事実だけという法律が昔あったような気がします、基本的にはそういう発想なんじゃないかと思うんですけれども、判決で言えば判例に後でなるような部分は、それは相手の役所とちゃんとやっておかないと、言わばその部分は実質的、法律の意味を持ってしまうような場合、それはちゃんとやっておかないと困るわけですが、それ以外の部分は、それに影響する範囲で考えれば本来はいいんだろうというのが私の理解であります。

○神田委員 私もおっしゃるとおりに実質は考えているんですけれども、去年までは「したがって」というところが、今おっしゃった結論の、すべきであるという判決主文であって、それまでは理由中の判断というのか、関係ないというのか、そういうことただったものですが、ぎりぎりの折衝になった場合は、「したがって」以下に集中するわけです。そのそっちで譲歩してでも、上の方では取るということがあって、ちょっと具体例を申し上げますけれども、規制改革委員会の第2次見解で、司法制度改革の推進は次のような文章からスタートしていたんです。本来、市民社会における権利確保や紛争解決手段であるべき司法が実際には十分機能せず、行政その他により解決が図られている場合が多い、この文章がスタートしていたんです。それが、いろいろなことがあって、「したがって」と来て、法曹人口を増やすべきであるということになって、実際には「したがって」以下が主戦場になりますので、今の文章は我々の認識の文章として、当時は見解で今年は意見だと思えますけれども、残ったわけです。ところが、今年はそういうことで従来を踏まえて同じ文章で出せるんですけれども、相手方はそこを今度修正してもらわないと絶対に困るので、もう3年ぐらい紙が来ているんですけれども、例えば原案の例として、司法が十分機能していなかったと断じているが、実際には司法が機能していなかったわけではなく、司法が果たした機能が十分であったかどうか意見の分かれるところであり、司法制度改革審議会意見において、司法が十分に機能していなかったと断定されていないので、その旨明らかになるような表現とすべきである。そこで、修正案として本来市民社会における権利確保や紛争解決手段であるべき司法が、実際には十分機能していなかったという指摘があると、これが相手方の修正案なんです。

私は、そういうところでやり合いしてもいいんですけれども、ちょっと無駄だと思うんです。限られた時間の中で、それよりもいつまでに1,500人にするのか3,000人にするのか、その先どうしていくのだという方をむしろ議論したいので、従来の言い方で言うと、「したがって」以下に集中させて、その前の方は我々の文章として、意見でも見解でも言

葉はいいんですけれども書くと、それは認識が違う意見というのは当然あり得るわけですから、それが今年ちょっとはつきりしてなくて、これもひょっとする相手方の誤解なのかもしれない、今のようなところは本来どうでもいいところ、どうでもいいという表現がいかどうかわかりませんが、坂さんの言葉で言えば理由中の部分であって、とやかく言うべきことでもないし、我々ももう無視してこれは自分の文章を書けばいいのかもしれないわけですね。

ただ、全体がもし折衝の対象になっているとしますと、こういうところもまたヒアリングで議論しなければいけないということで、時間ということで言うとよけい時間が掛かるわけで、私は個人的に時間を掛けて議論をすることは大事なことです。何遍でもヒアリングもしたいとは思っていますけれども、ただ昨年と比べて、この限られた時間でしたので、やや特殊かもしれませんが、これは今、司法制度改革の例を挙げましたけれども、実は金融、法務一般、あるいは競争施策とかも同じでして、そういう部分というものがかえって折衝の対象になってしまうというのが、ちょっともったいないような気がしまして、それは感想でございます。

○宮内議長 あと何か御質問等ございますでしょうか。確かに、その他分野は時間が短かったということはおっしゃるとおりだと思いますが、引き続きよろしく願いいたします。それでは、次の分野に入らせていただきます。次は、農林水産業、流通分野でございます。八代主査からお願いいたします。

○八代委員 その前に申しますが、今まさに神田先生が言われた点に対して、坂さんがお答えになった点は、もうほかの分野でも適用されるというふうに理解してよろしいわけですね。つまり、こうあるべきだという点については、判例になるから完全に合意を得なければいけない、しかし、なぜそういう問題があるかというところは、別に判例にもならないわけだから、比較的自由に書いていいというつもりで実はもう書いているわけなんです。それは当然ながらほかの分野でも適用されると言っているわけですね。

○坂政策統括官 基本的には、当然どの分野という問題ではなくて、要は常識的に言ってそういうもんだと思いますけれども。

○八代委員 ですから、それは是非審議官の方も徹底していただきたいと思います。それだけです。

○坂政策統括官 はい。

○八代委員 それで、農業について言いますと、事務局が用意していただいた紙は、実は今日昼ぎりぎりの時間に間に合うように、とりあえずお願いしたんですけれども、体裁が

ほかと余り違っておりましたので、先ほど会議の始まる前に、11月21日修正版という方をお願いしておりますので、そちらで見ていただきたいと思います。中身は基本的に同じでございます。

農業の問題意識、検討の方向というのは、基本的になぜ日本の農業がこんなに弱いのかというのは、なかなか外国人には説明できないと、日本は極めて気候は温暖であって、耕地面積も十分あると。それにもかかわらず、自給率が非常に低いというのが農水省でも問題にしておられることなんです、この原因は何かというのが実は余り議論されていない。基本的に、これは経済学的に考えれば、需要が変わっているのに供給が全然それに付いていかないという市場メカニズムの機能不全ではないか、供給面に問題があるのではないか、その供給面に問題があるというときに、やはり問題はちゃんとした企業が入ってなくて、研究開発を行ったりダイナミズムで物をつくるということができてないのではないか、そういう御認識があって、結局農水省も企業をとにかく入れなければいけない、株式会社を入れなければいけないということで、今回の農業生産法人の一形態として、土地利用型農業に関わる株式会社形態を認めるような、農地法の一部改正する法律をつくったわけがあります。

これは、医療なんかに比べれば一歩進んでいるわけでありましてけれども、問題はこれが極めて制限している。どう制限されているかというのは、後で詳しく申し上げますが、したがって、まだまだ本格的に株式会社が入るためには制約が大きい。したがって、それを緩和すべきであるというふうな問題意識であります。

ただ、一度ヒアリングをしたわけなんです、農水省の方は、これはもうできたばかりの法律であると、できてまだ半年しか経ってないと、もっと温かい目で見守ってほしいと、そういうことを言われるわけでありまして。ただ、これは規制改革委員会的时候では、私が理解しているルールは、例えば労働なんかの場合、派遣法とか職安法が議論されていたわけで、国会で審議している最中に我々が何かこうすべきだというのは、審議妨害であるということから、そこははっきりしたことは言わない、しかし派遣法でも職安法で、できるな否や、当然ながらできる過程にはさまざまな妥協があって、不十分なものになっているわけですから、もうできた途端すぐ指摘を始めているわけで、そうしなければ、改正案ができたから2年待たなければいけない、3年待たなければいけないかと言ったら、もう全然改革は遅れるわけです。ですから、私は過去労働でやったのと同じ立場で、もう法律は幸いできたわけですから、遠慮なく言わせていただくというトーンでやりたいと思っております。

中身でありますけれども、これは法律のことを一応紹介しているわけで、農業に対して株式会社が参入することができるんですけれども、4つぐらいの条件があって、農業生産法人というのは、当然ながら主たる事業が農業でなければいけない。農業生産法人の社員とか株主が原則として農地を持っていないといけない。農協とかそういうふうなものはいいんですが、原則として農地の所有者であると、ただし例外的に外部から出資を受ける場合には、総額で議決権の4分の1以内、個別の企業では10分の1以内というような厳しい制約があって、要するに株式会社が言わばコントロールできないような仕組みになっているわけでありまして、ですから、ある意味でコントロールできなかつたら、どれだって入るインセンティブがあるのかということでありまして。

4番目は、これはジョークみたいなものですから、理事、取締役の半分ぐらいが実際に農作業をしてなければいけないとか、そういうお話があって、こういう状況ではとてもまともな企業は入っていけない。ですからね、せっかく株式会社の参入を認めていただいたんですけれども、余りにもそれは非現実的であるから、もっと多様な経営主体の参入を通じて、農業の体質強化をするためには、そういう出資制限等の参入規制の見直しを図っていただきたいということでありまして。

ただ、先ほども言いましたように、最初のヒアリングでは農水省はそういう形で、とにかく触れてほしくないという形なので、かなり妥協が必要ですので、最終的にはかなりあまい表現になるかと思いますが、少なくともこれは工程表でも農業の株式会社の問題は触れられておりますので、何らかの形でフォローアップと言いますか、こういうものについて規制改革会議が発言しているということを示したいと思っております。

流通分野につきましては、お手元の資料のとおりでありまして、先ほど神田先生からお話しがあったように、フランチャイズ・システムというのが今、非常に注目を浴びている。というのは、結局これから失業者がどんどん増える中で、雇用の創出機会というのが重要なわけなんです、余り大きな手法もなく、また新しい企業をつくるというのが非常に難しいわけですが、そのときの受け皿になる一つの可能性があるのが、このフランチャイズ方式であるわけです。

このフランチャイズ・システムというのは、従来は小売店を中心に考えていたわけなので、48年に中小小売商業振興法というのが経済産業省であるわけなんです。それから、先ほど神田先生がおっしゃったように、独禁法でも不公正な取引の禁止ということで、そういう法律があるわけなんです、これがもういかにも古いわけでありまして、2枚目ですけれども、現在のフランチャイズシステムというのは、むしろ小売業からサービス産業全

般に広がっているわけでありまして、それにもかかわらず、この中小小売業振興法では、契約締結の際の情報開示とか説明義務が、法律的には小売業にしか適用されない。ですから、サービス産業の方には、実質的にはある程度やっているんでしょうけれども、法律的には説明義務等がないということになっている。それはやはりおかしいんであって、今後こういうフランチャイズが更に発展するためには、健全な取引関係が必要でありますから、それを法律的にもサービス産業全体に広げるようにすべきではないか。

情報開示の対象というのも今でもまだ狭いわけでありまして、一つの会社としてもっと安心してフランチャイズを始めるといふか、そういうことを促進するために法律を改正すべきではないかということでもあります。

大店舗小売店法というのは、大騒ぎをしてつくったわけでありまして、現在はそれについて注視しているという状況であります。最後のページでありますけれども、この大店立地法の運用については、自治義務として都道府県等に委ねられていて、国が個別案件について積極的に関与することはできない。

ただ、これはできたときから心配されていたわけですが、地方が地元の小売店等を保護するために上乗せ規制をしたり、さまざまな参入障壁みたいなものをつくっている可能性がある。そういうことを防ぐために、経済産業省にきちっと、恣意的な運用がされないように確保してもらいたいということでもあります。

これは、大店立地法の施行後5年以内に必要な見直しをするということでもありますけれども、今いろんな状況の変化もありますし、まだ策定後2年経過したところでもありますから、その見直しに向けた調査等の準備を早急に開始すべきであるという点で指摘しております。

この流通分野については、残念ながらまだヒアリングをしておりませんが、明日最初のヒアリングをやるわけでありまして、経済産業省の反応ももう一つよくわかっておりませんが、是非これについては何らかの形でこの指摘は残したいと思っております。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。御質問等ございますでしょうか。

それでは、次にまいります。次は、エネルギー、運輸分野でございますが、運輸につきましては、お手元にまだ資料が配られておりません。これは、素案の作成・調整がぎりぎり間に合わなかったということもございますので、口頭で御説明をいただくということでお許しいただきたいと思います。

それでは、エネルギー、運輸分野につきましては、鈴木主査からお願いいたします。

○鈴木委員 エネルギーにつきましては、まず電力ですけれども、これは97年に芽生えた小売りの自由化という概念を完全なものに、最後の仕上げをしようということで書いてございます。

もとより、その対象範囲というのは完全に、全需要家に対して、つまり家庭に対しても自由化すべきだということが主でございますが、どうしてもやむを得ない特別の事情のあるときには、段階的にやるとしていても、少なくとも高圧部分というのは即座にやって、そして家庭に対するものに対しても、期限をはっきりさせなさいということをしておきませんと、電力発電所を持つ人たちがさっぱり、どこまで商売になるのかということがわからないという問題であります。

卸小売り市場の整備は、これは非常に必要な問題でありまして、全国大での卸市場を設備するというのが第2点でございます。

今の接続供給制度に関しても、昨年も規制改革委員会で幾つかの事例を指摘したわけですが、諸般の問題がある。つまり九電力と新規参入者の間にすんなりといっていない事実があるわけでございますから、そこら辺の改善を指摘しております。

送電線のルール化をすることが絶対に必要であります。と申しますのは、現在の電力会社というのは、いわゆる地域独占の下でやっておりますから、電力線は北海道から九州まで確かにつながっておりますが、つながるところが例えば北海道電力と九州電力の間では、1か所とか2か所という、ごくごく限られたところで、これは余剰電力というものの取引をやるだけの意義で、実は内部完結的に、地域完結的にやろうというシステムになっていきますので、それでは小売りの自由化を促進するためには不完全であります。

したがって、その問題を解決するために、アメリカ等ではR T O、リージョナル・トランスミッション・オーガニゼーションというような機関をつくって、そこでこの整備を促進していくということを提案しております。

送配電設備の建設というのは、これまで発電に対しては自由化であったわけですが、送配電線に関しては九電力が独占に属しておるといって過程を経ておるわけですが、もうこの問題に対しては、送配電線を建設するのは、だれにとっても自由であるということにすべき時期に来ておるといっているので、その提案をしております。

更に、系統運用と言っておりますけれども、結局電力というものは、瞬間的の材であって、その都度使用料というのが変わってくる。そうすると、今、電力が要るのでぐっとアクセルを踏む、そして今はちょっと要らないといっているので、アクセルを落とす、ブレーキの方にいく、そういう作業を常時行っていないといけないという問題です。これを、だれ

がやるのかという問題が一番大きな問題になるわけです。これを九電力に任せておきますと、そここのところの系統運用のところ、やはり最も自分の利益にかなう方法になっていくということが懸念される、つまり中立性が害せられるという問題がありますので、この系統運用というものは中立的なものとして整備をするべきであるということをおっしゃいます。

送電部門と他部門との情報遮断ということで、送電配電をする場合、これは情報通信分野でも言われておりますが、基本インフラを持つ部分と、発電部門というものが、果たして1つの企業体である場合、そしてその送電部門に対して、他の発電者がそのネットワークを利用するということに、常にいろんな問題が起こってくるというのは、これはNTTの歴史でもあった問題でありますし、電力でも現に起こしておる問題だということから、正しい姿というのは何かというと、送電分離であるということをおっしゃいます。

しかし、仮にそうならない場合においても、送電分離というものが行なわれたと同等の中立性、公平性、透明性が確保されるならば、それはそうだけれども、しかし送電を組織的に完全分離することが原則と考えるべきだということにいたしております。この電力のこれからの行動に対しましては、幾つかの新規参入者を期待しておるわけですが、その新規参入者というものが、イコールフットィングの立場できちっとした業務をやっているかということをお担保するために、いわゆる規制監視機関というのか、そういうものを設置する必要は極めてあるというふうにおっしゃいますので、その点についての提言をしております。

これをどこに置くのかという議論はあろうかと思いますが、私どもそここのところは余り深入りはしませんけれども、NTTでも情報通信分野でもあるわけなんですけれども、いわゆる行政をやるところの、ある程度独立した委員会に置くのか、あるいは内閣府みたいなところに賛助委員会みたいにして置くのか、あるいは公正取引委員会に置くのかという選択があるかと思いますが、いろいろ考えた上で、むしろ競争政策というものも共同しかつ競合する、つまりコンペティションをやるというコンセプトをやはり入れるべきではないかというので、そのような形で一般的な監視をする公正取引委員会と、専門的な事業分野を監視する監視機関というものの2つを設けるべきだということに趣旨はなっております。

次にガスですけれども、ガスについては、要するに、小売りの自由化の範囲が現在は100万立米ということになっておりますけれども、これで十分参入がされたかということ、必ず

しも参入はされていないという問題がありますので、更にこれを引き下げるという問題が一つの問題としてある。それを提起しております。

ガスの供給では、都市再生のグループでもあれしておりますけれども、日本のガスというものは、要するに、都市完結型で、都市と都市とを結ぶパイプラインがまるっきりないわけです。新潟から仙台、新潟から東京の方に来る、2本あるだけなんですけれども、この状態では、都市ガス会社同士の間で競争しようと言っても、絵に描いたもちであるわけですから、何とかこのガスパイプラインという大動脈が整備されることが不可欠だということで、そのためにはどういうふうにしていくべきかということ提言しております。具体論は省略させていただきますけれども、そういう提言をしております。

今までのガス供給者のインフラを第三者へ開放するという点について、その範囲を一層拡大すべきだという提言をしておるわけでございます。更にガス産業全体の構造改革というものは必要だと長く言っておりましたけれども、まだ必ずしも実を結んでいないということで、それを促進することを提言しております。

全体について申し上げますと、かなり専門的な特殊な分野でございますけれども、内容は極めて革命的な内容となっております。このとおりにやっていくならば、日本の小売りの自由化というものは完全に完成して、電力というエネルギーの分野の活性化というのが極めて大きく期待できるというので、ある意味では電力会社がお読みになったら飛ぶ上がるであろうというような内容になっております。

案文につきましては、既に通産省に投げてありまして、これから折衝に入ります。いろいろな反論もあろうかと思っておりますけれども、基本のところは是非そのとおりにやっもらうということやってまいりたいというふうに思っております。

運輸でございますけれども、実はガス、エネルギーを昨日の12時まで掛かってやっておったんですけれども、ちょっと時間がないのでは、私が修文するのが遅れまして、今日出せなくて恐縮でございます。ただし、さっきいろいろな御説明をされている間に、内職をやりまして修文は完了いたしましたので、これから帰ってワープロに入れて、明日には運輸省に投げるつもりにしておりますから、そういうふうに御理解いただきたいと思っております。トラック事業に関する規制改革という問題と、タクシー事業の運賃・料金に関する認可制度の適切な運用、内航海運暫定措置運事業の早期終了、これは私、今度聞いて少しびっくりしたんですけれども、いわゆる内航海運暫定措置運事業で船舶を解体した人に対して、十何万円かを保証しておるわけです。そして、そのお金というのは何かというと、新たに船をつくる人から、それにプラスするものを取って、そしてそれで埋め合わせていこうと

いう事業ですけれども、これは700億借金でスタートしたんですけれども、早くも使い切っておるということは、解体する人が多くて、建造する人が少ないという状況になっておるわけです。これ15年間続けますと、これからの日本経済というのはそんなに成長することは期待できないし、ましてやこの内航海運を使うバルキーなものという、つまり素材型の産業がそんなに増えるということは、到底期待できないということは、今までの何万かいる、もともとを正したら不合理な既得権なんですけれども、その不合理な既得権者というものがどんどんお金を吸い上げていくけれども、新たにつくってそれをコンペントしてくれる人はいないと、もう既にそれが700億円になっておるということは、これあつという間に1,000億と何かを超えてしまう。そうしたら、それをどうするんだと、だれが払うんだと、使った人に払ってもらおうというだけけれども、そんなのは数百年経ってもこないではないかという、国家財政に依存せざるを得ないという問題がもう目に見えておるという、非常に危ない問題でありますので、なるべく早くそういう不合理な制度というものは打ち切ってしまうなさいということをご提案しようと思っております。

港湾運送については、主要9港以外のものはまだ行われていません。これは、行政改革委員会の最終意見でも、ここの業界の特殊事情にかんがみて、段階的にやっていけということをおっしゃったのでありますが、段階的にやっていくというのをいいこととは言いませんが、もうそろそろその段階が来ましたよと、だから次のステップというのか、あらかじめ、もともとそうなおるステップに進みなさいということをおっしゃると思っております。

その他、高速自動車道路における自動二輪車二人乗りは、警察庁がいろいろ言っております、要するに実証、実証というわけです。ですから、何とこんな問題の結論を得るのに3年時間を差上げたけれども、余りあれしてないと。去年、オートバイのスピード制限を100キロにしたので、それを実証期間が更に2年欲しいんですよとおられるけれども、実証も必要ですけれども、加速して実証、実験するということだってできるわけですから、この規制改革が急がれているときに、結論を出すのに3年というのは、これはもう認め難しというのが、1年ムーブアップ、繰り上げるということをおっしゃる。

輸出入の手のワンストップサービス化の加速化ということについて、これについても提言をしたいというふうにお考えしております。これは先回はあれしてありませんでしたが、とにかく今、関係省庁の下で議論しており、そして13年度中に結論を出す予定で、15年実施ということになっておるようなんですけれども、とにかくできるシステムが使いやすく、運営コストが安くて、簡素な手続でやれるというのがポイントであつて、そのようなシス

テムをつくって、そのようなプログラムつくらなければいけないということが基本だと思います。

ですから、今までも、例えば大蔵省を中心とした基本の部分的なシステムがあるというふうに聞いておりますけれども、そういう部分的なシステムというものが、仮に今、言った使いやすさ、運営コストの安さ、あるいは簡素化というのに対して、不十分なものがあるならば、自由分なものに直してもらい、あるいは新しいシステムを使うというところがポイントであろうかと思っておりますので、そういうポイントを目指していきたいというふうに思っております、明日には運輸省及び関係省庁に対して原案を提示する予定にしております。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。何かコメント等ございますでしょうか。

それでは、次にまいります。次は、基準認証、資格制度、保安分野でございます。清家主査からお願いいたします。

○清家委員 基準認証の分野については、基本的な問題意識はすべて同じでしょうけれども、事前の規制から事後の監視・監督に移すということで、特にこの分野では具体的に3つぐらいの基準を設けて、規制の改革・緩和を進めていきたいというふうに考えております。

1つは、国が基準認証に関与する範囲を見直す、もうちょっと具体的に言えば、よりこれを限定的に狭めていくということでございます。

2つ目は、その代わりと言いますか、さまざまな基準認証についても自己確認、あるいは自己保安が可能な範囲を拡大していくということでございます。

3つ目は、そういった基準認証等に関しまして、その国際的な整合性を図っていく、特に問題はサービスの動きが国際的に非常に大きくなっておりますので、国際的な整合性を欠く基準認証システムがありますと、我が国の産業の国際競争力という観点からも問題が出てまいりますので、この基準の国際的な整合性を図っていくということが重要だというふうに思っております。

そういう基準に照らしまして、いろいろな要望がもう既にこの分野で出てきているわけでございますけれども、この分野におきましては、比較的要望が多く、なおかつ今言いましたような基準に照らして、取り分け国際的な整合性を図るというような観点から、早急に見直しが必要であるという分野を今回は2つそこで取り出してきてございます。

1つは、通信端末機器等の基準認証に関する、自己適合制限制度の導入ということでございまして、これは具体的に言いますと、電話機ですとかモデム等の通信端末については、

あらかじめ電波法の技術基準に適合していることの証明を受けなければいけない。これは、誤ったシステムを使うことによって、電気通信のネットワーク等に損害を与えたりすることがないようにということで、この基準認証を受けなければいけないということになっているわけですがけれども、実はこれはもう既に諸外国においては、製造者が第三者に委託して、自己適合宣言を行うということが一般的になっておりますので、この点については、特に諸外国の制度との整合性を図るという観点から、自己適合制限制度を導入するように、これは早急に平成14年中に検討・結論を得てほしいというふうをお願いしております。勿論、その代わり回収命令、罰則強化等の事後措置の拡充強化というものを前提にした上で、この自己適合宣言制度の導入を、平成14年度中に検討なおかつ結論を得てほしいというふうをお願いしようと思っております。

2つ目は、電気用品の安全法に関する規制の見直しでございますが、これは実は今年から従来この電気保安法による電気用品の安全の確保については、届出制度に規制が緩和されたわけでございますが、実はその届出制度にすることに伴って、事後的な製品の回収等を担保するという理由で、従来は単位が事業所等の単位で許認可されていたものを、製品の型式を単位にして届け出を行わなければいけないという形に変わりました。これは一方で規制が緩和されながら、一方では規制が強化されたと言いますか、事業者にとっては負担が増える形に変わってきております。これについては、相当要望も強いわけでございますし、また実際経済産業省が言われるような目的を達成する、事後的な製品の回収等の目的を達成する上でも、必ずしも型式によることを区分とした届け出を行う必要はないというふうを考えられますので、この点について届出区分の見直しを早急に検討していただきたいというふうをお願いしようと思っております。

また、もう一つ電気用品に関する技術基準については、これも例えばJ I S基準を援用する等の形で、より自己確認、あるいは国の直接的な規制によらない基準が可能であるという考えられますので、そういったところについても要望が強いわけございまして、この電気用品に関する技術基準について、これも国際的なやり方に合わせる形で整合化が図られるべきではないかということ、これはできれば本年度中に措置していただきたいというふうをお願いする予定であります。

現在は、まだ要望についてのメモをつくった段階でありまして、これから関係府省とのヒアリング及び折衝に入る予定になっております。

以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。何かございますでしょうか。特になければ、以上

をもちまして、各主査からの御報告は終わりでございますが、最後に手続の簡素化等につきましましては、事務局で一括して作業をしていただいております。現在の作業状況につきまして、お手元の資料とともに御説明をいただきたいと思っております。

○吉原室長 お手元に、2枚紙で「申請・届出書の添付書類の簡素化等手続の簡素・合理化について」という紙があると思っております。これについて、簡単に御説明させていただきます。

先ほど神田先生の方からも御指摘がありましたように、今回なかなか時間が短くて、取り上げられた玉が少なかつたものですから、そういう意味では必ずしも大きくない玉でも、どんどん進められるものは進めていこうということでやっております、そういう意味では委員のお力を借りずに、事務的にある程度対応できるものとして、手続の簡素化というのを選びまして作業しております。具体的には、産業界から出されております、数多くの要望の中から、この手続処理の簡素化のような、比較的軽易な案件ではございますけれども、統一的に選び出しまして、それを各省に投げまして、対応できないかということで働き掛けを今しておるところでございます。

各省から、これは事実誤認であるとか、もうやってしまったとか、あるいはこれは難しいとか、いろいろ出てきておるわけでございますけれども、そのうちある程度前向きな反応が返りつつあるものもございますので、それをこういう形で整理したらどうかということでございます。12月におまとめいただきます報告書の最後の方に、別表のような形で付けさせていただければと思っているわけでございます。

あくまでここにあるのは、別表の記載例でございますけれども、1枚めくっていただきますと横長の表になっておりますが、これも調整中のもので、そういう意味では全くの仕掛けでございますけれども、今のところ約二十ばかりの手続関係につきまして、ある程度見通しがつきつつあるわけでございます。この辺、引き続き各省との調整をやっておりますので、更に入入りでございますけれども、一応こういう作業もやっておるということで御承知置きいただければと思っております。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、全体につきまして、何かコメント、意見、質問等ございますでしょうか。

どうぞ。

○松下副大臣 派遣業務のところ、ちょっと教えてもらいたいところがありまして、物の製造の方への派遣を禁止しているということですが、この前ちょっと派遣関係の人と話しをしていたら、労働組合側が厳しくそういうことについていろいろ言っていて、

むしろ役所側の問題ではなくてそっち側の問題だというような話をしておられましたけれども、その辺はどういうふうな感じになっているのでしょうか。

○清家委員 これは、ほかのことについても同じですけれども、先ほども申しましたように、厚生労働省は基本的には我々と同じような問題意識を持っているわけでございます。しかし、そのどのようなスケジュールでやるか、あるいは具体的にどのような形でやるかということについて調整が必要であって、それがどういうことかということ、この労働の法律の分野については、労使と学識経験者から成る三者構成の審議会を通じて立法措置が講じられるという形になっておりますので、厚生労働省としては今おっしゃったのは労働組合ですけれども、労使の合意を経た上でないと、なかなか規制改革が実現できないということでありまして、私は具体的にどのような形になっているかということについては、申し上げることができませんけれども、今、松下副大臣が言われるようなケースがもしあったとすれば、それは労使の三者構成の審議会をクリアーすることがなかなか難しい、あるいはこの合意を得るのに時間が掛かっているということだろうというふうに思います。

○松下副大臣 もう一つ、タウンミーティングが終わったんですけれども、私も相当の数出て、いろんな皆さんの意見を聞いてきたんですけれども、この規制改革をずっと長年取り組んできているんですけれども、それがどんなにプラスになっているか、あるいはどんなに利便性が向上したかというところの、十分説明し切っていないというか、理解が進んでいないように思うんです。むしろ、マイナスのところが強調されたりして、ですからそういうところは、これは事務方にもいろいろお話ししているんですけれども、過去やってきたことでも、今までこんなにがんじがらめだったんだけれども、こんなふうによくなってきたと、こんなに利便性が上がったではないかというものの、いろんな事例というものがみんなわかるようなふうにしていくということも、フォローアップという難しいことではなくて、そういうところをした方がいいんじゃないかと思います。

例えば、携帯電話なんでも、これは非常にそういう意味で従来公衆電話と置き替わるくらいになっている、そういうようなことを含めると、もったきちっとやってきた努力の成果が、わかりやすいようなふうな説得と言いますか、広報というか、それがまだまだ、大切であるにもかかわらず、もう少し行きわっていないなという気がしております。そこだけひとつ、勉強課題ですけれども、我々の方も努力したいと思っております。

○宮内議長 今の件、私がお答えるのはどうかと思いますけれども、副大臣おっしゃるとおりでございまして、やはり広報に努めるということとともに、どれだけメリットがあったかということは、旧は規制改革委員会的时候には、当時の経済企画庁にお願いいたしま

して、どれだけ国民経済としてコスト低減になったか、どれだけ新しいものが生まれたか、需要喚起ですね。それから、どれだけ利便性が高まったかというのを計算してもらって、発表したわけですけれども、大変難しい計算だったらしいんですけども、何年から何年までのコストで何兆というようなのを出示していただきました。ですから、これは今後この会議を進めるに当たりまして、やはりおっしゃるとおり努力を進めながら、国民にできるだけ見える形にするということが非常に重要だというふうに思います。

○松下副大臣　そうですね。典型的なものを、具体的なものも含めてやってもらうと、これは我々の方の仕事でもありますけれども、そういうことを感じました。

○宮内議長　その辺につきましては、事務局にいろいろお願いしたい思います。

八代さん、どうぞ。

○八代委員　折衝のタイムリミットについて、まだ詳しく聞いていないんですが、29日に規制改革会議がありますが、これは何をやるんですか。それから、4日も規制改革委改革会議が予定されていますが、いつまでに何をやるのかということをお教えいただければと思います。

○宮内議長　これにつきましては、事務局から今後の日程等につきまして御連絡いたします。

○吉原室長　11月29日、今回は基本的に今日御議論いただきましたものは、今日の夕方に各省に投げますので、それを調整して、そういう意味では多少残るところがあるかもしれませんが、最終案に極めて近い形のもので皆さんに御議論いただければと思っております。

それから、その次の会合、一応12月4日ということで、仮にお話ししておりますけれども、この辺は若干変動があり得ますので、今のところは12月上旬というふうにお考えいただければと思いますけれども、そのときにはもう完全な形のもので総理に答申できる形のもので御承認いただくという形で考えております。

○鈴木委員　先回も言いましたけれども、まさに最後の日、これが一番重要なんですね。29日はほとんど決めてしまうと言うけれども、恐らく空白のものが幾つか出てくると思います。それで、与党調整に入るんでしょうけれども、その段階は実は出るのではないんで、総理に出す日が出るんですね、これまでも総理に出す日というときの深夜に、朝の1時とか2時に決まったというケースは幾つでもあるんです。この日をきちっと決めておきますと、やはりお互い様あきらめがさくと、特に官庁の方があきらめってもらうというのに重要な要素なので、これはきちっと決めておかないと、ずるずると、もう少し頑張ろうかとい

う形になってしまいますから、戦術上はこれをきちっと決めて、もうこの日は最後というのをはっきりしておくということが絶対必要なので、これは絶対に決めておかないとだめだということを繰り返して言います。

○坂政策統括官 若干決めかねているのは、おおむね検討はつけているんですけども、実は年末というのは、予算編成でございますとか、閣議がいつあるかとか、あるいは経済財政諮問会議の関係でございますとか、すごくいろんなのがありまして、その間をどうやってうまく泳ぐとか、あれとぶつかるはずいとか、そういうの見計っているというところがあって、ややまだ完全には決めかねているというのが実情でございます、ただおっしゃることもよくわかりますので、その両方の兼ね合いを考えながら、なるべく早く決めたいというふうに思います。

○宮内議長 よろしゅうございましょうか。それでは、今日は本当に遅くまで御熱心にありがとうございました。来週、これをもう一度更に詰めた形で御報告いただくということで、引き続き大変御苦勞様でございますが、主査を中心に御努力をお願いしたいと思います。

それから、ちょうど今日の段階でこの資料が漏れるということは、過去もありましたけれども、大変ややこしいことになりかねませんし、恐らく当会議にとって余りプラスになるということは考えられないと思いますので、これは回収させていただきますとともに、この内容につきましてのコメントは、できるだけお控えいただくということでお願いしたいと思います。

○吉原室長 席上の方は、回収は結構なんでございます。済みません。

○宮内議長 嚴重に御注意をお願い申し上げたいと思います。

それでは、以上をもちまして終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。